

九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針（修正案）概要版

- ・設置運営事業者の公募・選定を行うにあたり、I R 区域の整備の意義及び目標、区域の整備の方針、民間事業者の募集及び選定に関する事項等を定めるもの。
- ・県民・議会・事業者等の意見をふまえ、2021年1月を目途に公募を開始予定。

第2 区域の整備の意義及び目標に関する事項

○意義
世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目指し、九州・長崎における観光の更なる振興を図ることで「新たな人の流れ」、「良質な雇用の創出」等の地方創生の実現を図る。

○目標

九州・長崎に我が国の観光産業の新時代を象徴するゲートウェイを設けることで、観光産業の基幹産業化を図ると共に、成長力の高い東アジア地域をはじめとした海外に近接する九州・長崎の地域経済の更なる成長・地方創生を実現し、もって我が国全体の観光及び経済振興の起爆剤となることを目指す。

第3 設置運営事業の内容に関する事項

○設置運営事業の内容に関する事項

県は、実施方針において、設置運営事業の内容を定め、設置運営事業者を選定し共同して「九州・長崎 I R」の区域を整備することを計画。

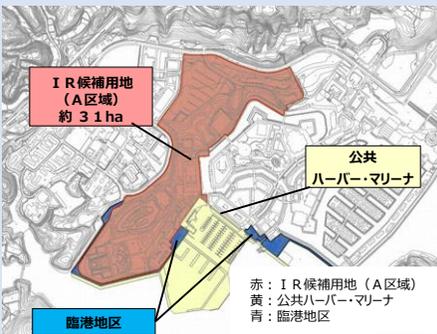
・事業期間：35年間

・費用負担：設置運営事業者に対して、I R 予定区域を含む周辺地域のインフラ整備等の費用負担を求める。

第4 I R 予定区域の位置及び規模に関する事項

○I R 予定区域の位置

長崎県佐世保市ハウステンボス町6番1ほか



○I R 予定区域に関する内容

- ・不動産売買価格：I R 事業者へ205億円（税抜）で売却（土地及び建物等を含む）
- ・追加提案可能：A 区域に、公共ハーバー・マリーナ等を含めた一体的な提案も可能とする。
- ・I R 予定区域及び周辺区域において、適切な開発及び整備が進められるよう、都市計画法に基づく用途地域等の土地利用規制の変更を予定。

第5 構成する施設の種類の機能及び規模に関する事項

○MICE施設

・世界水準の競争力を備えた日本を代表するMICE拠点の形成を図り、アジア屈指のリゾートMICE施設としてインセンティブ・デステイネーションを目指し、世界中からビジネス客の来訪を促進する施設

（国際会議場施設：最大国際会議場収容人員6,000人以上かつ国際会議場施設全体収容人員の合計12,000人以上、展示等施設：延床面積2万㎡以上）

○魅力増進施設

・伝統、文化及び芸術などの九州・日本の観光魅力を、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等により、幅広く世界に向けて発信する施設

○送客施設

・九州・日本の豊かな自然や観光の魅力等を最先端技術を活用して発信し、全国各地へ送客する施設

○宿泊施設

・国内外からの多様な来訪者（ビジネス層、ファミリー層、富裕層及び長期滞在者など）ニーズに対応できる宿泊施設（客室延べ床面積概ね10万㎡以上）

○その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設

・九州・長崎の魅力を活かした体験型観光の促進に資する施設

○カジノ施設

・I R 関係法令等に従い、I R 施設の床面積の3%を超えない規模で適切に設置及び運営し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため必要な措置を実施

第6 民間事業者の募集及び選定に関する事項

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更の可能性がある。

○県による設置運営事業者選定手続開始（2021年1月目途）

・応募者が一定の参加資格要件を満たしているかを確認の上、応募者からの提案の受付及び応募者との対話等を通じた相互理解を醸成し、有識者等からなる審査委員会による審査を行う。

・I R 区域の整備の意義及び目標を達成し、本事業を円滑かつ確実に実施可能な事業者を総合的に判断のうえ設置運営事業者選定者を選定する。

○国への認定申請（2022年春頃）

・設置運営事業者選定後、基本協定を締結し、区域整備計画を作成する。

○国による区域整備計画の認定（2022年秋頃～）※国のスケジュールは想定。

・区域整備計画の認定後、県と設置運営事業者にて実施協定を締結する。

第7 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

I R 事業の実施により、観光や地域経済の振興に寄与し、持続的な地域の発展に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的なI R 事業の実施を確保する必要がある。

○協力義務：設置運営事業者等は交通アクセス強化、周辺環境対策、懸念事項対策、広域観光促進、人材育成・確保、地域経済の振興、地域社会等への貢献及びI R 区域・施設に係る安全の確保（感染症対策を含む）等の協力を行う。

○リスク分担の基本的な考え方：I R 設置運営事業において生じる一切のリスクについては、実施協定等に定めない限り、設置運営事業者等が負う。

○I R 事業者の責任履行確保に関する事項：業務を適切かつ確実に履行確保の観点から、設置運営事業者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング、（仮称）I R 事業評価委員会等を通じて、本事業におけるガバナンス

第8 国際競争力の高い滞在型観光の実現に関する事項

○MICE誘致のための施策及び措置や、周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した世界を魅了する上質な広域観光ルートの開発や世界に向けた情報発信等のインバウンドの促進のための施策及び措置に関して設置運営事業者と協力を求める。

○MICE誘致支援と広域滞在型観光の推進に向けて、オール九州によるMICE推進の強化を図り、官民一体で「（仮称）九州・長崎I R・MICE誘致支援組織」の立ち上げなどの施策及び措置を実施する。

第9 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する事項

県・市・公安委員会・警察・設置運営事業者は、ギャンブル依存症、治安悪化、組織犯罪、青少年への悪影響に代表される、カジノ施設の設置及び運営に伴う懸念事項対策を重点的・横断的に推進する。

○ギャンブル依存症対策

九州・長崎I Rの実現に向けて、依存症対策ネットワークを活かしつつ、より一層、多機関との連携・協力及び重層的かつ多段階的な取組により、適切な対策を推進する。

○治安維持等（治安維持、組織犯罪、青少年の健全育成）対策

県・市・公安委員会・警察は、安全・安心・快適に過ごせる環境整備のための施策を実施する。また、九州・長崎I Rにおける懸念事項対策が全体として有効的に機能するための取組を推進する。